

が い こ く じ ん じ ゅ う み ん

外国人住民のための

せ い か つ

生活ガイドブック



ながとし
長門市

1. 窓口早見表

… 2

(1) 【転入・入国】これから住民登録をおこなう場合の手続き

(2) 【滞在中】既に住民登録をおこなっている場合の手続き

引っ越し、出生、住民票発行、婚姻、離婚、死亡、パスポート紛失、

在留カード紛失、マイナンバーカードの紛失

(3) 【転出・出国】これから住民登録を市外に移す場合の手続き

2. 長門市の紹介

… 8

人口、面積、市の花木・生物

3. 暮らしに必要な情報

… 9

(1) 市役所等のできる手続き

①住民登録 ②婚姻、離婚 ③出生・死亡 ④印鑑登録 ⑤国民年金

⑥国民健康保険 ⑦後期高齢者医療制度 ⑧介護保険 ⑨障害者福祉

⑩子育て ⑪妊娠、育児 ⑫水道・下水道 ⑬市営住宅 ⑭税金

(2) 民間での手続き

①電気 ②ガス ③電話 ④NHK受信料

(3) その他必要な情報

①健康管理 ②医療 ③交通 ④自治会 ⑤仕事探し ⑥ごみの出し方

⑦日本語学習・生活支援

4. 緊急時の対応

… 26

①病気、ケガ ②火災 ③交通事故、犯罪 ④地震 ⑤土砂災害・水害 ⑥台風

5. 市内の公共施設等の電話番号

… 33

6. 長門市以外の相談窓口

… 34

てんにゆう にゆうこく じゅうみんとろうく ばあい てつづ
(1) 【転入・入国】これから住民登録をおこなう場合の手続き

とどけで 届出	ないよう 内容	しょうさい 詳細 ページ	たんとうか 担当課・ といあわ 問合せ先	TEL
しやくしよ てつづき 市役所での手続き				
じゅうみんとろうく 住民登録	ちゅうちようきざいりゆうしゃ しかく もつたひと 中長期在留者の資格を持った人 がにゆうこくしたときほかのしちょうそん からながとしひっこしたときまたながとし 長門市に引っ越した時、又は長門市 に住んでいる人が新規に中長期 ざいりゆうしゃ しかく えたとき じゅうみん 在留者の資格を得た時は、住民 登録をしなければいけません。	P9	そうごうまどぐちか 総合窓口課 まどぐちがかり 窓口係	0837 23-1127
いんかんとろうく 印鑑登録	けいやくとうととき ひつよう 契約等の時に、必要となることがあ ります。	P13		
こくみんねんきん 国民年金	ざいりゆう じさん かにゆうとう 在留カードを持参して、加入等の 手続きをおこなってください。	P14		0837 23-1226
こくみんけんこうほけん 国民健康保険、 こうきこうれいしゃいりょうせいで 後期高齢者医療制度	ほか いりょうほけん かにゆう 他の医療保険に加入していない場合 は、在留カードを持参して、加入 ざいりゆう じさん かにゆう 手続きをおこなってください。	P14 P15	そうごうまどぐちか 総合窓口課 ほけんかんりがかり 保険管理係	0837 23-1130
かいごほけん 介護保険	てんにゆう てつづき しかく しゆとく 転入の手続きにより資格を取得し た65さいいじょうひとは、ごじつ かいごほけんひほけんしゃしやう そうふ 介護保険被保険者証を送付します。	P15	こうれいふくしか 高齢福祉課 かいごしえんがかり 介護支援係	0837 23-1158
こそだ 子育て (ほいくえん ようちえん 保育園・幼稚園)	じどうてあて いりょうひ じよせい ほいくえん 児童手当、医療費の助成、保育園・ ようちえんにゆうしよ てつづ ひつよう 幼稚園入所には、手続きが必要で す。	P15	こそだ しえんか 子育て支援課	0837 23-1156
しょう ちゅうがっこう 小・中学校	てんにゆうてつづき まどぐち もう で くだ 転入手続きの窓口で申し出て下さ い。その後、にゆうがく がっこう 入学する学校で、 てつづき 手続きをおこなってください。	—	がっこうきょういくか 学校教育課	0837 27-0320
すいどう げすいどう 水道・下水道	りよう とどけで ひつよう 利用するには届出が必要です。	P16	かんりか 管理課 かんりはん 管理班	0837 23-1169
げんどうきつきじてんしゃ 原動機付自転車 (バイク等) けいじどうしゃぜい 軽自動車税	バイク等のほかんばしよながとしない 場合は、ながとしやくしよこうふ ばいばいを付け、1年に1回軽 じどうしゃぜい はら 自動車税を払わなければいけませ ん。運転する時には うんてん 運転免許証が必要です。	P18	ぜいむか 税務課 しみんぜいがかり 市民税係	0837 23-1124

みんかん てつづき
民間での手続き

じてんしゃ 自転車	じてんしゃはんばいてんこうにゆう 自転車販売店で購入してください。市役所での手続きは必要ありません。	P19	じてんしゃはんばいてん 自転車販売店	—
でんき 電気	りようてつづひつよう 利用するには手続きが必要です。		ちゅうごくでんりよく 中国電力 はぎえいぎょうしょ 萩営業所	0120 615-227
ガス	りようてつづひつよう 利用するには手続きが必要です。		がいしゃ ガス会社	—
でんわ 電話	りようてつづひつよう 利用するには手続きが必要です。		NTT、 けいたいでんわがいしゃ 携帯電話会社	—

(2) 【滞在中】既に住民登録をおこなっている場合の手続き

とどけて届出	ないよう内容	詳細ページ	たんとうか担当課・ といあわさき 問合せ先	TEL
市役所での手続き				
じゅうみん とうろく 登録	ながとしないひこときあたらじゅうしよす 長門市内で引っ越した時は、新しい住所に住 み始めた日から14日以内に手続きをおこなっ てください。	P9	そうごうまどぐちか 総合窓口課 まどぐちがかり 窓口係	0837 23-1127
じゅうみんひょう はっこう の発行	しめいじゅうしよこくせきとうしやうめいしよるい 氏名や住所、国籍等を証明する書類です。 はっこうてすうりやうひつやう 発行手数料が必要です。	P9		
しゅっしやう 出生	うひふくにちいないしゅっしやうとどけ 生まれた日を含めて14日以内に出生届を ていしゅつ 提出してください。	P12		
こんいん けっこん 婚姻 (結婚)	がいこくじん にほんこくないこんいんときしやくしよ 外国人が日本国内で婚姻する時は、市役所と ほこくざいにちたいしかんまたりやうじかんりやうほうとどけ 母国の在日大使館又は領事館の両方に届出をお こなってください。外国人同士の婚姻の場合、 がいこくじんどうしこんいんばあい 外国人と日本人の婚姻の場合では、提出するも と のが異なります。 ※がいこくじん にほんじんこんいんごがいこくじんはいぐうしや 外国人と日本人の婚姻後、外国人配偶者の ほこくめいへんこうばあいしやうめいしよるいそ 母国名を変更した場合は、証明する書類を添え て、にほんじんはいぐうしやもうで 日本人配偶者から申し出をおこなってくだ さい。	P11	そうごうまどぐちか 総合窓口課 まどぐちがかり 窓口係 ざいにちたいしかん 在日大使館 また 又は りやうじかん 領事館	0837 23-1127 —
りこん 離婚	がいこくじんどうしりこんほこくざいにちたいしかんまた 外国人同士の離婚は、母国の在日大使館又は りやうじかんとあがいこくじん 領事館にお問い合わせください。外国人と にほんじんりこんしやくしよざいにちたいしかんまた 日本人の離婚は、市役所と在日大使館又は りやうじかんりやうほうとどでがいこくじんどうし 領事館の両方に届け出てください。外国人同士 りこんばあいがいこくじん にほんじんりこんばあい の離婚の場合と、外国人と日本人の離婚の場合 では、提出するものが異なります。	P11		
しぼう 死亡	かぞくどうきよひとなくなるときな 家族や同居している人が亡くなった時は、亡く なったことをしったひからにちいないいし 死亡診断書を持って、しんぞくまたどうきよひと 親族又は同居していた人 がとどけて 届出をおこなってください。ほこくざいにち たいしかんまたりやうじかんとどけて 大使館又は領事館にも届出をおこなってくだ さい。	P12		

市役所以外での手続き

<p>パスポートの紛失</p>	<p>パスポートを失くしたり、盗まれたりした時は、近くの警察署に届け出て「紛失（盗難）届出証明書」を発行してもらいます。この証明書を母国の在日大使館又は領事館に持っていき、パスポートを再発行してもらいます。あらかじめ大使館等に電話して、必要なものを確認してください。</p>	<p>-</p>	<p>ながとけいさつしよ 長門警察署 ざいにちたいしかん 在日大使館 または りょうじかん 領事館</p>	<p>0837 22-0110 -</p>
<p>在留カード（外国人登録証明書）の紛失</p>	<p>在留カード（外国人登録証明書）を失くしたり、盗まれたりした時は、出入国在留管理局で再発行してもらいます。あらかじめ出入国在留管理局に電話して、必要なものを確認してください。</p>	<p>-</p>	<p>ひろしましゅつにゅうこく 広島出入国 ざいりゅうかんりきよく 在留管理局 しものせき 下関 しゅつちようしよ 出張所</p>	<p>083 261-1211</p>
<p>通知カード又はマイナンバーカードの紛失</p>	<p>通知カード又はマイナンバーカードを失くしたり、盗まれたりした時は、近くの警察署に届け出て「紛失（盗難）届出証明書」を発行してもらいます。通知カード又はマイナンバーカードの再発行については、お問い合わせください。</p>	<p>-</p>	<p>ながとけいさつしよ 長門警察署 そうごうまどぐちか 総合窓口課 まどぐちがかり 窓口係</p>	<p>110 0837 23-1128</p>

(3) 【転出・出国】これから住民登録を市外に移す場合の手続き

とどけで 届出	ないよう 内容	しょうさい 詳細 ページ	たんとうか 担当課・ とあわ 問い合わせ先	TEL
しやくしよ てつづ 市役所での手続き				
じゅうみんとうろく 住民登録	ほか しちょうそん てんしゆつ ととき ながとし 他の市町村に転出する時は、長門市 で転出の届出をおこなってくださ い。長門市が発行した転出証明書 も ひ こ さき てんにゆう てつづ を持って引っ越し先で転入の手続きを おこなってください。日本から帰国な どで出国する場合も事前に手続きを おこなってください。	P9	そうごうまどぐちか 総合窓口課 まどぐちがかり 窓口係	0837 23-1127
いんかんとろく 印鑑登録	いんかんとろくしょう 印鑑登録証（カード）をお持ちの人 へんきやく は返却してください。	P13		
こくみんねんきん 国民年金	てんしゆつ ととき てつづ ふよう 転出する時は、手続きは不要です。 ひ こ さき てつづ 引っ越し先で手続きをおこなってくだ さい。	P14	そうごうまどぐちか 総合窓口課 まどぐちがかり 窓口係	0837 23-1226
こくみんけんこうほけん 国民健康保険 こうきこうれいしやいりょうせいど 後期高齢者医療制度	ほけんしょう へんきやく ほけんりょう 保険証を返却してください。保険料 せいさん の精算をおこないますので、手続きを おこなってください。	P14 P15	そうごうまどぐちか 総合窓口課 ほけんかんりがかり 保険管理係	0837 23-1130
かいごほけん 介護保険	かいごほけんひほけんしやしょう へんきやく 介護保険被保険者証を返却してくだ さい。	P15	こうれいふくしか 高齢福祉課 かいごしえんがかり 介護支援係	0837 23-1158
こそだ 子育て (保育園・幼稚園)	ほいくしよまた ようちえん たいしよとどけ ていしゆつ 保育所又は幼稚園に退所届を提出し てください。	P15	こそだ 子育て しえんか 支援課	0837 23-1156
しょう ちゅうがっこう 小・中学校	それぞれの学校にお問い合わせくださ い。	—	がっこうきょういくか 学校教育課	0837 27-0320
すいどう げすいどう 水道・下水道	とどけで ひつよう 届出が必要です。	P16	かんりか 管理課 かんりはん 管理班	0837 23-1169
げんどうきつけじてんしゃ 原動機付自転車（バ イク等） けいじどうしやぜい 軽自動車税	てんしゆつまた しゆつこく まえ ながとし 転出又は出国の前に、長門市のナン バープレートを市役所へ返却してく ださい。その際には、印鑑を持参して ください。日本国内であれば転出先 にほんこくない てんしゆつさき の市町村でも手続きできます。 ほか ひと ゆず ばあい てつづ ひつよう 他の人に譲る場合も、手続きが必要 です。	P18	ぜいむか 税務課 しみんぜいがかり 市民税係	0837 23-1124
のうぜいかんりにん してい 納税管理人の指定	しゆつこくまえ ながとし のうぜい ぜいきん 出国前に長門市へ納税する税金がある (発生する)場合に届出をおこなって ください。	P18	ぜいむか 税務課 しみんぜいがかり 市民税係	0837 23-1124

民間での手続き

自転車	市役所での手続きは必要ありません。	P19	—
電気	停止の手続きが必要です。		中国電力 秋営業所 0120 615-227
ガス	停止の手続きが必要です。		ガス会社 —
電話	停止又は住所変更の手続きが必要です。		NTT、 携帯電話 会社 —

ながとし しょうかい 2. 長門市の紹介

い ち ち せ い ■位置・地勢

ながとし ほんしゅうさいせいほくたん やまぐちけん ほくせいぶ いち ひがし はぎし みなみ しのせきし
長門市は、本州最西北端、山口県の北西部に位置し、東は萩市、南は下関市、
みねし せつ きたがわ きたながとかいがんこくていこうえん してい うつく にほんかい ふうけい ひろ
美祢市に接し、北側には北長門海岸国定公園に指定される美しい日本海の風景が広
がっています。



ながとし 《長門市のデータ》

じん こう にん れいわがんねん がつ にちじてん
人 口 33,952人 (令和元年5月1日時点)
せ たい すう せたい れいわがんねん がつ にちじてん
世 帯 数 16,019世帯 (令和元年5月1日時点)
めん せき
面 積 357.31 km²
へいきんきおん ねんきしょうちょうはっぴょう
平均気温 16.1° (2018年気象庁発表データ)
し かぼく せいぶつ
市の花木、生物



し かぼく
市の花木／サクラ



し かぼく
市の花木／ツツジ



し せいぶつ
市の生物／ホタル

3. 暮らしに必要な情報

(1) 市役所等のできる手続き



① 住民登録 (市役所総合窓口課 TEL : 0837-23-1127)

ア. 転入・入国

日本国籍ではない人で、中長期在留者の資格（日本人の配偶者等や定住者、永住者など）を持っている人が長門市に住民登録した時や、新たに中長期在留者の資格を得た時には、市役所総合窓口課において住民登録をおこなってください。住民登録は、住民登録した日から14日以内に手続きをおこなってください。

手続きが必要なケースの例	手続きに必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> 入国した 他の市町村から引っ越してきた 中長期在留者の資格を得た 	<ul style="list-style-type: none"> パスポート 在留カード 転出証明書（※転入の場合のみ） 通知カード又はマイナンバーカード（※転入の場合のみ）

※入国した人は、住民登録する住所地の世帯主との続柄を確認するため、母国の身分証明書が必要な場合があります。

イ. 転居

長門市内で引っ越した場合には、転居の届け出が必要です。転居の届出は、住民登録した日から14日以内に手続きをおこなってください。

手続きが必要なケースの例	手続きに必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> 長門市内で引っ越した 	<ul style="list-style-type: none"> 在留カード 国民健康保険証や医療受給者証など古い住所が記載してあるもの 通知カード又はマイナンバーカード

ウ. 転出・出国

出国する時や他の市町村に引っ越す場合には、転出の届出が必要です。

また、他の市町村に転出する場合には、市役所から「転出証明書」を受け取ってください。なお、この転出証明書は、新たに住み始める市町村での住民登録に必要となります。

手続きが必要なケースの例	手続きに必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出国する ・ 他の市町村に引っ越す 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在留カード ・ 国民健康保険証や医療受給者証など 古い住所が記載してあるもの ・ 通知カード又はマイナンバーカード <p>(※出国の場合のみ)</p>

②^{こんいん りこん} 婚姻・離婚（市役所総合窓口課^{しやくしよそうごうまどぐちか} TEL : 0837-23-1127）

ア. ^{こんいん} 婚姻

^{けっこん にほん ほうりつ} 結婚を日本の法律により、^{せいりつ} 成立させるためには、^{しやくしよ こんいんとどけ ていしゆつ} 市役所に婚姻届を提出しなければなりません。^{とどけで ひつよう しょうい つぎ} 届出に必要な書類は次のとおりですが、^{ついかりよう もと} 追加資料を求められることがあります。

^{きにゆう ほうほう ひつよう しょうい しょうさい} 記入の方法や必要な書類の詳細は、^{しやくしよそうごうまどぐちか} 市役所総合窓口課にお問^とい合^あわせください。

^{がいこくじんどうし} 外国人同士の結婚の場合	^{がいこくじん にほんじん} 外国人と日本人の結婚の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・^{こんいんとどけ} 婚姻届 ・^{こくせき しょうめい しょうい} 国籍を証明する書類 (^な パスポート等) ・^{こんいんようけんぐ びしょうめいしょ} 婚姻要件具備証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・^{こんいんとどけ} 婚姻届 ・^{しゅっしょうしょうめいしょ} 出生証明書（外国人のみ） ・^{こくせき しょうめい しょうい} 国籍を証明する書類（パスポート ^な 等） ・^{こんいんようけんぐ びしょうめいしょ} 婚姻要件具備証明書 ・^{にほんじん こせきぜんぶじこうしょうめいしょ} 日本人の戸籍全部事項証明書 (^{とうほん とどけでち ほんせき} 謄本) ※届出地に本籍がない方の ^{かた} み

^{しゅっしょうしょうめいしょ こくせきしょうめいしょ こんいんようけんぐ びしょうめいしょ} 出生証明書、国籍証明書、婚姻要件具備証明書など、^{にほんごいがい げんご} 日本語以外の言語で書かれた書類には、^{ほんやくしゃ めいき} 翻訳者を明記した日本語の翻訳を添付することが必要です。^{こんいんとどけ せいじんふたり しょういん ひつよう} 婚姻届には、成人2人の証人を必要とします。^{いんかん しょうゆう} 印鑑を所有している場合は届出時に持参してください。

また、^{がいこくじん ぼこく} 外国人は母国において結婚を登録するためには、^{たいしかん りょうじかん} 大使館や領事館への届出が必要です。

※^{がいこくじん にほんじん こんいんご} 外国人と日本人の婚姻後、^{がいこくじんはいぐうしゃ しめい へんこう} 外国人配偶者の氏名を変更した場合は、^{にほんじん} 日本人配偶者の戸籍に記載されている外国人配偶者の氏名を変更するため、^{もう} 申し出が必要です。^{しめい へんこう} 氏名が変更したことを証明する書類に訳文を添えて、^{にほんじんはいぐうしゃ} 日本人配偶者から^{もう} 申し出をしてください。

イ. ^{りこん} 離婚

^{りこん にほん ほうりつ} 離婚を日本の法律により、^{せいりつ} 成立させるためには、^{しやくしよ りこんとどけ ていしゆつ} 市役所に離婚届を提出しなければなりません。

^{とどけで ひつよう しょうい こくせき} 届出に必要な書類は国籍によって違いますので、^{ちが} 記入の方法や必要な書類の^{きにゆう ほうほう ひつよう しょうい} 詳細は、^{しやくしよそうごうまどぐちか たいしかん りょうじかん} 市役所総合窓口課や大使館、領事館にお問^とい合^あわせください。

③ 出生・死亡 (市役所総合窓口課 TEL : 0837-23-1127)

ア. 出生

子どもが生まれた時は、生まれた日を含めて14日以内に出生の届出をおこなってください。なお、「出生届」の用紙は、出産した病院で「出生証明書」と一緒に受け取れます。

手続きが必要なケースの例	手続きに必要なもの
・子どもが生まれた	<ul style="list-style-type: none"> ・出生証明書付きの出生届書 ・母子健康手帳 ・国籍証明書

※生まれた子どもが、引き続き、国内に住み続けるためには、在留許可を受ける必要があります。生まれた日から30日以内に出入国在留管理局 (広島出入国在留管理局下関出張所 TEL : 083-261-1211) において在留許可申請をおこなってください。

イ. 死亡

家族や同居している人が死亡した時は、国籍に関わらず、死亡した事実を知った日から7日以内に死亡の届出をおこなってください。なお、「死亡届」の用紙は、死亡した病院又は死亡を確認した医師が作成した死亡診断書とともに受け取れます。

手続きが必要なケースの例	手続きに必要なもの
・家族や同居している人が死亡した	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡診断書付きの死亡届書

※在留カードや特別永住者証明書は、死亡した日から14日以内に、出入国在留管理局 (広島出入国在留管理局下関出張所 TEL : 083-261-1211) に返してください。

④印鑑登録（市役所総合窓口課 TEL：0837-23-1127）

印鑑は署名と同じ役割を果たす大切なものです。

例えば、家や自動車を買う契約などには、実印と印鑑登録証明書が必要となることがあります。実印とは、市役所に登録した印鑑のことです。一人につき、1つのみ登録できます。複数の人が同じ印鑑を実印にすることはできません。

なお、登録できる印鑑は住民票に登録された氏名（併記名、通称名）の印鑑ですので、ご注意ください。

登録できる人は長門市に住民登録のある15歳以上の人です。登録する時は、登録したい印鑑と在留カード又は顔写真付きの公的な身分証明書をご持参ください。

登録が終わると「印鑑登録証（カード）」を受け取ります。その後、印鑑

登録証明書が必要な時は、必ず「印鑑登録証（カード）」を持ってきてください。

印鑑登録の手続き

手続きをおこなう人	必要なもの	注意点
本人	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 在留カード、運転免許証やパスポートなど、写真付きの身分証明書 	<p>印鑑登録をするため新しく印鑑を作るときは、登録できる印鑑であるか事前に市役所へお問い合わせください。</p>
代理人	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 代理人の印鑑 委任状（長門市の様式のもの） 代理人の本人確認書類（運転免許証、在留カード、健康保険証等） 	<p>本人が申請することができない時は、代理人申請ができます。</p> <p>なお、即日登録はできません。</p>

⑤国民年金（市役所総合窓口課窓口係 TEL：0837-23-1226）

国民年金は、国が運営する公的年金です。国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、国民年金、厚生年金のいずれかに加入することになっています。公的年金には、老齢年金のほか、万が一の場合に支給される障害年金や遺族年金もあります。

国民年金の保険料は1か月17,000円程度です。出国した場合、保険料の納付済期間が6か月以上あると、3年を上限として脱退一時金が請求できます。

また、所得が少なく保険料の納付が困難な人については、申請して認められると保険料が免除や納付猶予になる制度があります。

⑥国民健康保険（市役所総合窓口課保険管理係 TEL：0837-23-1130）

国民健康保険は、病気やけがをした時に、安心して医療を受けることができるための社会保障制度です。

勤め先の健康保険に加入している人やその扶養家族、後期高齢者医療制度に加入している人以外（在留期間3か月以下の短期滞在者や生活保護を受けている人等を除く）は、国民健康保険に加入する必要があります。

国民健康保険に加入する時や脱退する時は、市役所に届け出てください。

加入の届け出が遅れると、その期間は保険の利用ができませんので、突然の病気やケガの時に医療費を全額支払わなければならない場合があります。

国民健康保険に加入した人には、「保険証」を交付します。病院等で診察を受ける際には、必ず「保険証」を持参してください。「保険証」の提示により、年齢に応じた負担割合で医療を受けることができます。このほかに、出産した時や死亡した時、また医療費の支払いが高額になった場合には、市役所への届出により給付が受けられる場合があります。

国民健康保険に加入している40歳以上の人は生活習慣病の早期発見と重症化予防を目的とした特定健診を受けることができます。

手続きや制度の内容などの詳しいことは、市役所総合窓口課保険管理係にお問い合わせください。

⑦後期高齢者医療制度（市役所総合窓口課保険管理係 TEL：0837-23-1130）

後期高齢者医療制度は、高齢者が安心して医療を受けるための医療制度です。

市内に住所がある75歳以上の人（在留期間3か月以下の短期滞在者や生活保護を受けている人等を除く）は、全員が被保険者になります。

また、65歳から74歳までの人でも、障害（身体障害者手帳1級～3級など）がある場合には、申請により加入することができます。

保険料は、被保険者全員にお支払いいただきます。

⑧介護保険（市役所高齢福祉課介護支援係 TEL：0837-23-1158）

介護保険制度は、高齢者等の介護を家族だけではなく、社会全体で支えるための

制度です。寝たきりや認知症などで介護が必要になった時や、日常生活で

支援が必要な状態になった時には、介護認定の申請をし、認定されれば介護

サービスを受けることができます。

⑨障害者福祉（市役所地域福祉課障害者支援係 TEL：0837-23-1243）

心身に障害のある人に対しての相談・手当・医療・障害福祉サービス・福祉

施設の利用等、各種の支援をおこなっています。身体が不自由な人は「身体

障害者手帳」、知的障害のある人は「療育手帳」、精神疾患のために日常

や社会生活に制約のある人は「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けるこ

とができます。これらの手帳を持っていると、いろいろな福祉サービスや制度

を利用することができます。

⑩子育て（市役所子育て支援課 TEL：0837-23-1156）

保育園、幼稚園に子どもを預けるには、手続きが必要です。

中学生までの子どもを育てている家庭は、児童手当を受け取ることができます。

また、健康保険制度に加入している子どもは、小学校終了まで、入院・

通院の医療費が無料となります。

手続きや制度の内容など詳しいことは、市役所子育て支援課にお問い合わせください。

⑪ **妊娠・育児（市役所健康増進課 TEL：0837-23-1133）**

妊娠したら、医療機関から「妊娠届（母子健康手帳交付申請書）」をもらいます。「妊娠届」を持って、市役所（長門市保健センター、三隅保健センター、日置保健センター、油谷保健福祉センターいずれか）で手続きをおこない、母子健康手帳を受け取ってください。

母子健康手帳は、妊娠の経過・出産状況やお子さんの発育、発達、健康診査、予防接種など就学までの大切な記録をするものです。

外国語の母子手帳が必要な方は、ご相談ください。

⑫ **水道・下水道（上下水道局管理課管理班 0837-23-1169）**

水道を新しく利用する場合や利用を止める場合には、あらかじめ上下水道局管理課管理班に電話で連絡をしてください。

水道の利用を開始した場合、2か月に1回、水道料金を支払うこととなります。

下水道を利用している場合も、使った水の量に応じて、2か月に1回、下水道使用料を支払うこととなります。

⑬ **市営住宅（建築住宅課住宅係 0837-23-1186）**

市営住宅とは、長門市が運営する住宅で、所得によって家賃が決定します。

市営住宅の入居募集は随時おこなっています。

入居を希望する方は、建築住宅課住宅係にお問い合わせください。

⑭税金

税金には、国に納めるものと県や市に納めるものがあります。

個人や法人の所得には「所得税（国）」と「住民税（県・市）」が、建物や土地などの不動産には「固定資産税（市）」や「都市計画税（市）」が課税され、それぞれ納めることとなります。また、自動車やバイクには、排気量に応じて「自動車税（県）」や「軽自動車税（市）」が課税され、納めることとなります。

これら全ての税金は、納める期限が決まっており、この期限に遅れると督促状が送付されるとともに、税金に加えて督促手数料や延滞金を納めることとなります。また、催促されても税金を支払わない時には、強制的に財産を処分されることがあります。

●所得税（長門税務署 TEL：0837-22-2441）

毎年1月1日から12月31日までの1年間の所得について、税務署に申告し、所得税（国）を確定させる必要があります。

給与の年間収入金額が2,000万円を超える人、毎月の勤め先の給与から税金を引かれていない人、2か所以上の勤め先から給与を受け取っている人、給与の他に所得がある人（給与以外の所得が20万円以下の場合を除く）等は、翌年の2月15日から3月15日の間に確定申告をおこなわなければなりません。

なお、この申告期間中には税務署の他、市内各所で申告相談もおこなわれます。

確定申告をおこなう際の必要書類等については、長門税務署にお問い合わせください。

●住民税（市民税、県民税）（市役所税務課 TEL：0837-23-1124）

毎年1月1日に住所があった市に対して、前年の所得に応じて、市民税と県民税を合わせて住民税として市に納めることとなります。

勤め先の給与から住民税を引かれていない人には、毎年6月に、市役所から納税通知書が送られてきますので、この納税通知書を使って納めてください。

住民税の申告については、毎年確定申告時期にあわせて申告相談をおこないます。詳しい日程は、2月1日の市広報でお知らせします。

●自動車税（山口県萩県税事務所 TEL：0838-25-3111）

毎年4月1日に自動車（軽自動車を除く）を所有している人は、自動車税（県）を県に納めることとなります。毎年5月に県税事務所から納税通知書が送られてきますので、この納税通知書を使って納めてください。

自動車の継続検査（車検）を受ける際には、「領収書（納税証明書）」が必要となりますので大切に保管してください。

●軽自動車税（市役所税務課 TEL：0837-23-1123）

毎年4月1日にバイク（原動機付自転車や大型のバイク）や軽自動車（※）を所有している人は、軽自動車税（市）を市に納めることとなります。毎年5月に市役所から納税通知書が送られてきますので、この納税通知書を使って納めてください。

税金を納めた際に受け取った「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」は、軽自動車の継続検査（車検）を受ける際に必要となりますので大切に保管してください。

※軽自動車…車両の大きさが、長さ3.4メートル以下、幅1.48メートル以下、高さ2メートル以下であり、総排気量が660cc以下の車両のことです。

●固定資産税・都市計画税（市役所税務課 TEL：0837-23-1125）

毎年1月1日に長門市内に固定資産（土地や建物、償却資産（事業のために使う機械・装置・設備、構築物（家屋以外）、車両・船舶等））を所有している人は、固定資産税と都市計画税（市内の一部の課税地域内にある土地・建物に課税される）を市に納めることとなります。毎年5月に市役所から納税通知書が送られてきますので、この納税通知書を使って納めてください。

なお、売却や解体などで、課税されている固定資産に異動が生じたときは、ご連絡ください。

●納税管理人の指定（市役所税務課 TEL：0837-23-1124）

出国後に納税に関する一切の事項を処理してもらうために、国内に住所等を有する者の内から納税管理人を指定して届け出てください。

【支払いについて】

保険料や使用料及び税金は、市内の金融機関、市役所本庁・支所・出張所、市内のコンビニエンスストアなどで納付できます。納付書と現金を持ってお支払いください。

(2) 民間での手続き

① 電気

電気を利用したい場合には、不動産会社又は家主に確認してください。

直接、自分で申し込む場合は、中国電力萩営業所（TEL：0120-615-227）

にお問い合わせください。料金は、1か月ごとに請求されます。

② ガス

ガスを利用したい場合には、不動産会社又は家主に確認してください。

直接、自分で申し込む場合は、ガス会社又は販売店にお問い合わせください。

料金や支払い方法についても、ガス会社又は販売店にお問い合わせください。

③ 電話

ア. 携帯電話

携帯電話を利用したい時は、携帯電話販売店等で購入してください。

支払い方法などは、販売店等にお問い合わせください。

イ. 固定電話

新しく電話を設置する場合は、NTT（TEL：0120-116-000）に連絡してください。

NTTには、外国人向けの通訳アシスタントサービスもあります。料金は、1か月ごとに請求されます。

（NTT外国語受付相談センター）

TEL：0120-064-337（通話無料）

相談受付：月曜日～金曜日、午前9時～午後5時

対応言語：英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、

韓国語（月・水・金のみ）等

④ NHK受信料

（契約…TEL：0120-151515、受信料…TEL：0570-077-077）

NHKは公共放送です。テレビを所有している人は、受信料を支払わなければなりません。

契約手続きや支払い方法などは、NHKにお問い合わせください。

(3) その他必要な情報

① 健康管理（市役所健康増進課 TEL：0837-23-1133）

心身ともに健康であり続けるためには、次のことに注意しましょう。

- ・定期的に健康診査を受けましょう。
- ・春の花粉症、夏の食中毒、冬のインフルエンザの流行などに注意しましょう。
- ・マムシなどの毒蛇、毒性のある虫などが多数存在しますので注意しましょう。
- ・バランスの良い食事と十分な睡眠をとりましょう。
- ・スポーツに親しむなど、定期的に運動をおこないましょう。
- ・不衛生による病気を防ぐため、清潔な環境を心がけましょう。
- ・何でも話せる友人をつくりましょう。



② 医療

医療機関での診察は、随時受け付けています。あらかじめ、住居の近くで「かかりつけの病院」を決めておきましょう。

（診療の流れ）

① 受付	受付の人に、初診か再診かを伝えます。初診の場合は、問診票を記入し、国民健康保険証等を提出します。再診の場合は、診察カードを提出するか受付簿に氏名を記入します。
② 診察	名前を呼ばれたら診察室に入り、診療を受けます。
③ 会計、処方箋の受け取り	診療後に会計窓口で費用を支払います。薬が渡される場合もありますが、多くの場合、処方箋を渡されます。この処方箋を持って薬局に行き、薬を受け取ります。治療が継続する場合は、次回の診察日を確認しておきましょう。

※ 宗教上の理由や持病などで治療に制限がある場合は、治療が始まる前に医師に相談してください。

病院が開いていない、平日夜間、休日昼間の緊急診療は、長門市応急診療所にお問い合わせください。（TEL：0837-27-0199）



③交通

ア. バス

乗車時に、車内に設置してある機械から整理券を取ります。降車時には、その整理券の番号の料金（車両前方に表示してあります）を運転手席横の料金箱に入れます。お釣りは出ませんので、車内の両替機により小銭を用意しましょう。回数券で支払う場合も同様です。回数券は運転手から購入することができます。

車内では、次の停車場所のアナウンス（次は〇〇です）がありますので、降りたい場合は乗車席付近の降車ボタンを押し、運転手にお知らせください。

イ. 汽車

JR西日本を利用する場合、長門市駅では山陰本線（長門三隅駅、黄波戸駅、長門古市駅、人丸駅、伊上駅）、美祢線（板持駅、長門湯本駅、渋木駅）、仙崎線（仙崎駅）を利用することができます。乗車前に料金表で料金を調べ、駅内の自動販売機で切符を購入します。切符は、降車する駅の改札で駅員に渡すか、回収箱に入れてください。

長門市駅以外は無人駅ですので、乗車してから切符を買います。



ウ. タクシー

タクシーを利用する場合には、手をあげて直接タクシーを呼び止めるか、それぞれのタクシー会社に連絡してタクシーを呼ぶ方法があります。乗車時に、行先（〇〇までお願いします）を運転手に伝えてください。



エ. JR新山口駅直行便（ジャンボタクシー）について

JR新山口駅 ⇄ 長門市（長門湯本温泉・長門市駅・センザキッチン）

JR新山口駅⇒長門市		
のりば	1便	2便
新山口駅 (北口・6番線乗り場)	11:15	15:25
長門湯本温泉 (フジ第一交通湯本営業所前)	12:20	16:30
長門市駅	12:35	16:45
センザキッチン (道の駅)	12:45	16:55

長門市⇒JR新山口駅		
のりば	1便	2便
センザキッチン (道の駅)	9:30	13:45
長門市駅	9:40	13:55
長門湯本温泉 (フジ第一交通湯本営業所前)	9:55	14:10
新山口駅 (北口・6番線乗り場)	11:00	15:15

【運行日】毎日 【料金】大人2,000円 小人1,000円

【問合せ】富士第一交通 0120-39-2030

《公共交通機関のお問合せ先》

バス サンデン交通（長門分所） 0837-26-1735

防長交通（仙崎駐在） 02837-26-0803

ブルーライン交通（下関市） 083-786-0059

J R（汽車） J R長門市駅 0570-666-720

タクシー 富士第一交通 0837-22-2032

新日本観光交通 0837-22-4800

長門山電タクシー 0837-26-2788

人丸タクシー 0837-32-1126

古市タクシー 0837-37-3194

安全タクシー 0837-43-0855

オ. 交通ルール

交通事情やルールは、それぞれの国で異なります。交通事故から自分自身を守るためにも、次の交通ルールを守りましょう。

(歩行者の交通ルール)

- ・歩行者は道路の右側を歩きましょう。
- ・歩道と車道の区別のある道路では、歩道を歩きましょう。
- ・車道を横断する時は、横断歩道や横断陸橋を利用しましょう。
- ・横断禁止標識のある場所では、横断しないでください。
- ・信号機のある交差点では、自分の通行する方向にある信号機が青信号になったことを確認して横断しましょう。歩行者用の青信号が点滅した場合は、横断を始めてはいけません。
- ・踏切で警報機が鳴っている時や遮断機が降りている時は必ず止まって待ちましょう。



(自転車に乗る時の交通ルール)

- ・必ず信号機に従い、赤信号では通行してはいけません。
- ・自転車は道路の左端を通行しましょう。歩道に「自転車通行可」の標識がある場合は、歩道を通行しましょう。
- ・自転車のブレーキやライトの整備、点検は十分におこないましょう。
- ・横に並んで走ったり、二人乗りをしたり、雨の日に傘を持って運転はしないようにしましょう。
- ・夜間は必ずライトを点灯しましょう。
- ・お酒を飲んだ時には、自転車に乗ってはいけません。
- ・他の交通を妨害する場所に駐輪しないでください。



(自動車やバイクを運転する時の交通ルール)

- ・自動車やバイクは道路の左側を通行しましょう。
- ・運転する時は必ず運転免許証を携帯しましょう。
- ・運転者だけではなく、同乗者もシートベルトを必ず着用しましょう。
- ・バイクに乗る時は、必ずヘルメットを着用しましょう。
- ・無車検や無保険の自動車やバイクは運転してはいけません。
- ・お酒を飲んだ時は、絶対に運転してはいけません。
- ・駐車禁止の場所には、駐車してはいけません。
- ・交通事故が発生した場合は、必ず警察（TEL：110）に届けましょう。

④自治会（市役所市民活動推進課活動推進係 TEL：0837-23-1172）

自治会は、住民により自主的に組織された団体です。安心・安全に我々が地域で住むことができるように、自治会が様々な活動をしています。地区ごとで、住民が加入しています。

自治会において、住民はそれぞれの役割を持ちます。例えば、自治会の活動は、道路や水路や公園を一緒に掃除することです。ほかにも、ごみ捨て場での清掃、防災活動が自治会の活動です。親睦を深めるために、自治会は祭りや運動会などをおこなっています。

行政機関からの情報が書かれた「広報ながと」や回覧文書（各家庭を順番に回るお知らせの書類）などは、自治会を通じて提供されることが多いため、自治会に加入することについて考えてみてください。

自治会に加入した場合は、会費の支払いなどそれぞれの自治会の規則を守らなければなりません。

あなたが地域の方々と何かを一緒にすることで、仲良くなり、親睦を深めることができます。

自治会への加入の方法や会費などについて、それぞれの地区の自治会の代表者に、確認してください。（自治会の代表者を「自治会長」又は「区長」と呼びます）

あなたが自治会の代表者を知りたい場合は、近所の方に尋ねてください。又は、市役所市民活動推進課活動推進係に尋ねてください。

⑤ 仕事探し

外国人が日本で働く場合は、就労が許可されている在留資格を取得するか、
入国管理局（広島入国管理局下関出張所 TEL：083-261-1211）で資格外
活動許可を得ることが必要です。まず、自分の在留資格で働くことができる
かどうか確認してください。

仕事を探される際には「ハローワーク萩長門分室（TEL：0837-22-8609）」
等にお問い合わせください。



⑥ ごみの出し方（市役所生活環境課 TEL：0837-23-1249）

ごみを出せる日は、住んでいる地区によって違います。

地区ごとの「ごみ収集カレンダー」で確認してください。

燃えるごみ、古紙・衣類、プラスチック製・紙製容器包装類は朝7時まで、燃え
ないゴミ、電池類、ビン・缶・ペットボトル、粗大ごみは朝8時30分までに決め
られた場所に出してください。

ごみ収集場所に出せるごみの種類、出し方は、「ごみの分け方・出し方」な
どを確認してください。（日本語、英語、中国語、ベトナム語のものがありま
す。）

ダウンロードはこちらから

<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/8/2886.html>



⑦ 日本語学習、生活支援（ながと日本語クラブ TEL：080-2145-3440）

日本語を学びたい外国人を対象とした日本語教室を長門市内で開催しています。
この日本語教室では参加者の日本語のレベルに合わせて楽しく日本語を学ぶこと
ができます。

開催日や内容など詳しいことは、ながと日本語クラブにお問い合わせください。

4. 緊急時の対応



① 病気、ケガ・・・消防 (TEL: 119)

急な病気や大きなケガをした時には、知人や隣人に助けを求めるか、電話により、救急車 (TEL: 119) を呼んでください。救急車を呼ぶ時には、自分の住所、氏名などを伝えるとともに、保険証・お薬手帳等を用意してください。



② 火事・・・消防 (TEL: 119)

火事が発生した場合には、大きな声で「火事だ!」と叫んで周囲に知らせるとともに、消防署 (TEL: 119) に電話をしてください。火災による煙が大量に発生している時や、自分で火を消すことが難しい場合には、濡れタオルなどを口や鼻にあて、姿勢を低くし、直ぐに安全な場所に避難してください。日本は木造の家が多く、火事が発生すると直ぐに燃え広がり、近隣にまで火災が及ぶことがあります。

日頃から、次のことに気をつけましょう。

- ・消火器を準備しておく。
- ・寝る前や外出する時には、必ず火を消したことを確認する習慣を身につける。
- ・寝たばこ、たばこの投げ捨てはしない。
- ・放火などの不審火による火災を防ぐため、家の周りに燃えやすい物を置かない。
- ・天ぷら油を使用中は、その場から離れない。
- ・火遊びをしない。

冬は空気が乾燥するため、火災が多く発生します。火の取扱いには十分に気をつけましょう。



③ 交通事故・犯罪・・・ (TEL: 110)

交通事故や犯罪被害にあったときは、警察に連絡して、事情を説明してください。

④ 地震

日本は地震の多い国です。日頃から、家の中で一番安全な場所、緊急時の家族との連絡方法や避難場所、自国の大使館、領事館の電話番号などを確認しておいてください。



また、地震に備え、次の物品を準備しておきましょう。

- ・懐中電灯、タオル、手袋、非常用飲料水・食料 (3日分が自安)、緊急用薬品、携帯用ラジオ、靴などをリュックサック等に入れ、ひとまとめにしておく。

- ・窓や棚のガラスは、割れた際のケガを防ぐためにテープ等を貼っておく。
- ・本棚やタンス等の家具が倒れてケガをしないように、家具は壁に固定しておく。
- ・地震が発生した時には、屋内ではクッションや座布団等を使って落下物から頭を守るとともにテーブルの下などに避難し、屋外にいるときは、落下物等に注意し、広い場所で姿勢を低くするなど、揺れが収まるまでは動かず、身体的安全を守る。

ドアや窓を開けて避難する際には、割れたガラスでケガをしないよう、靴やスリッパ等を履くことを忘れないようにしましょう。

避難する場合には、パスポート等の重要書類は常に携帯しておきましょう。また、大きな揺れの後、しばらく余震が続くことがありますので気をつけましょう。



⑤土砂災害・水害

日本では、毎年6～7月の梅雨の季節に大雨となることがあります。また、8月～9月頃には台風が接近・上陸しやすくなり、土砂崩れや洪水、暴風などによる大きな被害をもたらすことがあります。

災害に備え、次のことに気をつけましょう。

- ・屋外にあるごみ箱や鉢植えなど、風で飛びそうなものは、あらかじめ固定するか、室内に入れておきましょう。
- ・窓ガラス等は、ガムテープやビニールテープを貼って補強し、雨戸やシャッターがあれば閉めておきましょう。
- ・停電することがありますので、懐中電灯や携帯ラジオなどを家族で決めた場所に置いておきましょう。



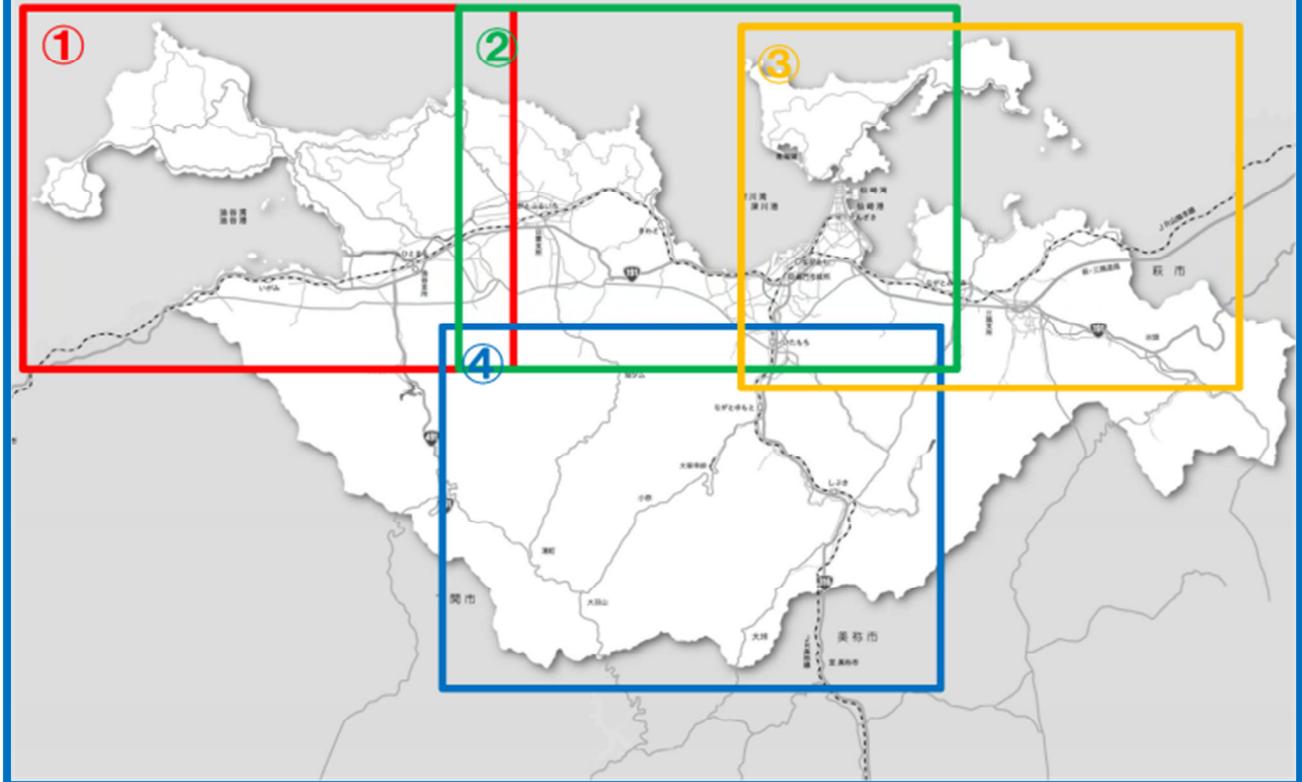
⑥台風

台風の接近時には、外出しないようにしましょう。気象情報や市からのお知らせなどに十分に注意し、市から避難勧告や避難指示が発令されたら、すぐに指定された避難場所に避難してください。また、避難勧告等が発令される前でも、危ないと感じた場合は、早めに自主避難することを心掛けたり、近所の人に助けを求め、避難する際には、火事の原因になるガスの元栓を閉め、戸締りを確認してから家を出てください。

災害等に関する問い合わせ：市役所防災危機管理課 TEL：0837-23-1111

さいがいはっせいじ ながとししていきんきゅうひなんばしよ ひなんじよ
 災害発生時には、長門市指定緊急避難場所・避難所（29 ページ～32 ページ）を
 りよう
 利用ください。ただし、すべての避難所があらゆる災害に対して避難に適した場所
 とはかぎらないため、事前にハザードマップなどで、付近の避難所・緊急避難場所
 のじょうきょう かくにん 状況を確認しましょう。避難所がわからないときや、さいがいはっせいじ
 災害時などは、しやくしよぼうさい
 危機管理課（TEL：0837-23-1111）へお問い合わせください。

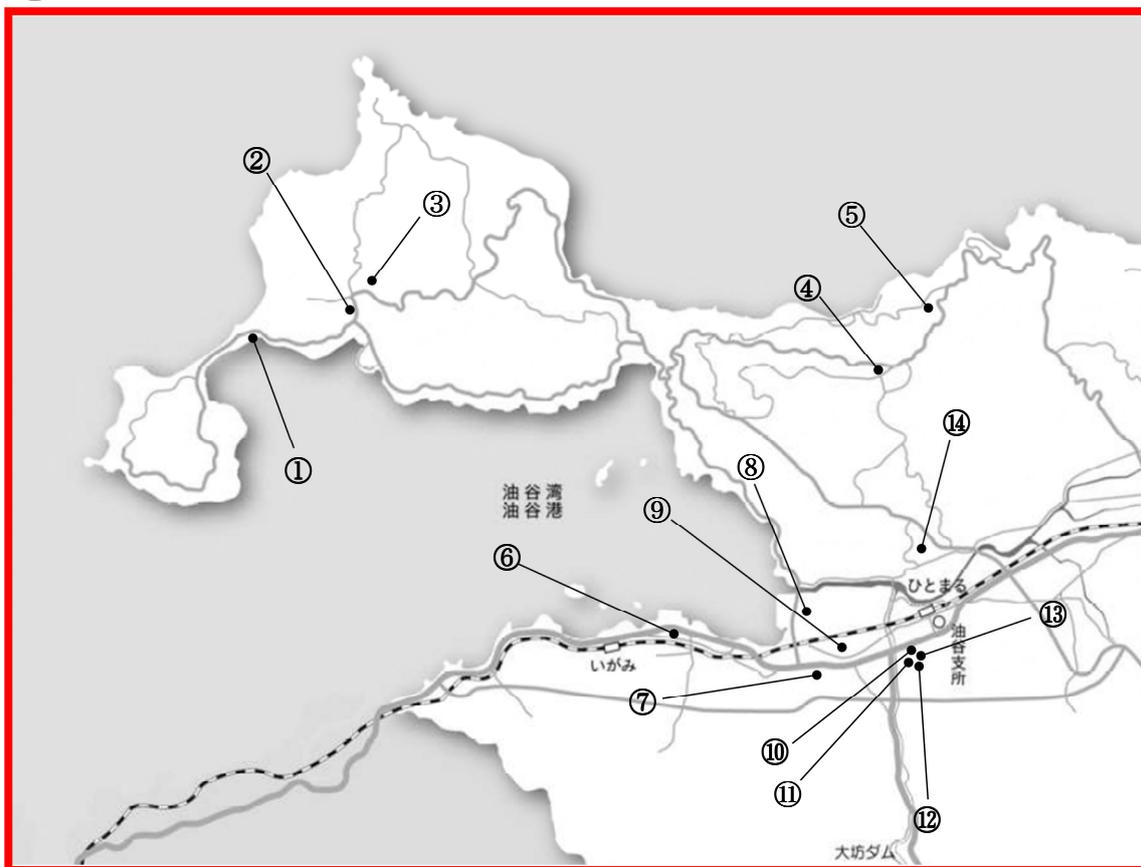
指定緊急避難場所・避難所位置図



- ゆ やちいき
①油谷地域 P 29
- へ き ふかわ せんざきちいき
②日置・深川・仙崎地域 P 30
- かよい みすみちいき
③通・三隅地域 P 31
- ゆもと しぶき たわらやまちいき
④湯本・渋木・俵山地域 P 32

 きんきゅうひなんばしよ 緊急避難場所	さいがいはっせいじ きんきゅうてき ひなん み あんぜん いちじてき かくほ 災害時に、緊急的に避難し、身の安全を一時的に確保 する場所
 ひなんしよ 避難所	さいがいはっせいじ ひさいしゃ いっていきかんたいざい 災害発生時、被災者が一定期間滞在することができる 施設

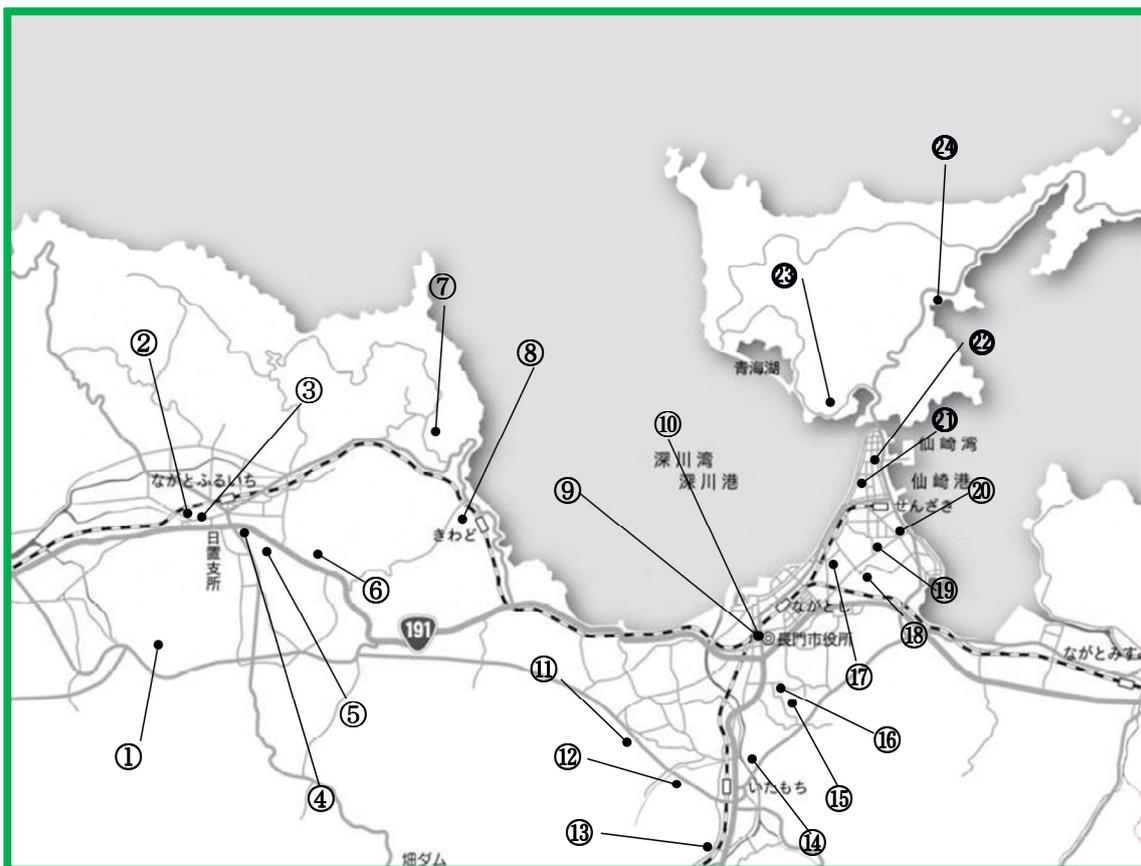
ゆ や ち い き
①油谷地域



No.			めいしょう 名称
①	○	—	やまぐちけんぎょきょうおおらしてん 山口県漁協大浦支店
②	○	—	むかつかこうみんかん 向津具公民館
③	○	○	むかつかしょうがっこう 向津具小学校
④	○	—	うつかしゅうらく 宇津賀集落センター
⑤	○	—	うつかたもくてきこうりゅうかん 宇津賀多目的交流館
⑥	○	—	きゅういがみしょうがっこうこしや 旧伊上小学校校舎
⑦	○	—	ひしかいちゅうがっこう 菱海中学校

No.			めいしょう 名称
⑧	○	—	ゆやきんろうしゃたいいく 油谷勤労者体育センター
⑨	○	—	ゆやかわらのうぎょうけんしゅうしょ 油谷川原農業研修所
⑩	○	—	こ わいわい子どもセンター
⑪	○	○	ラポールゆや
⑫	○	—	ゆやけんこうふくし 油谷健康福祉センター
⑬	○	○	ゆやしゅうがっこう 油谷小学校
⑭	○	—	くらおだこうりゅうかん 蔵小田交流館

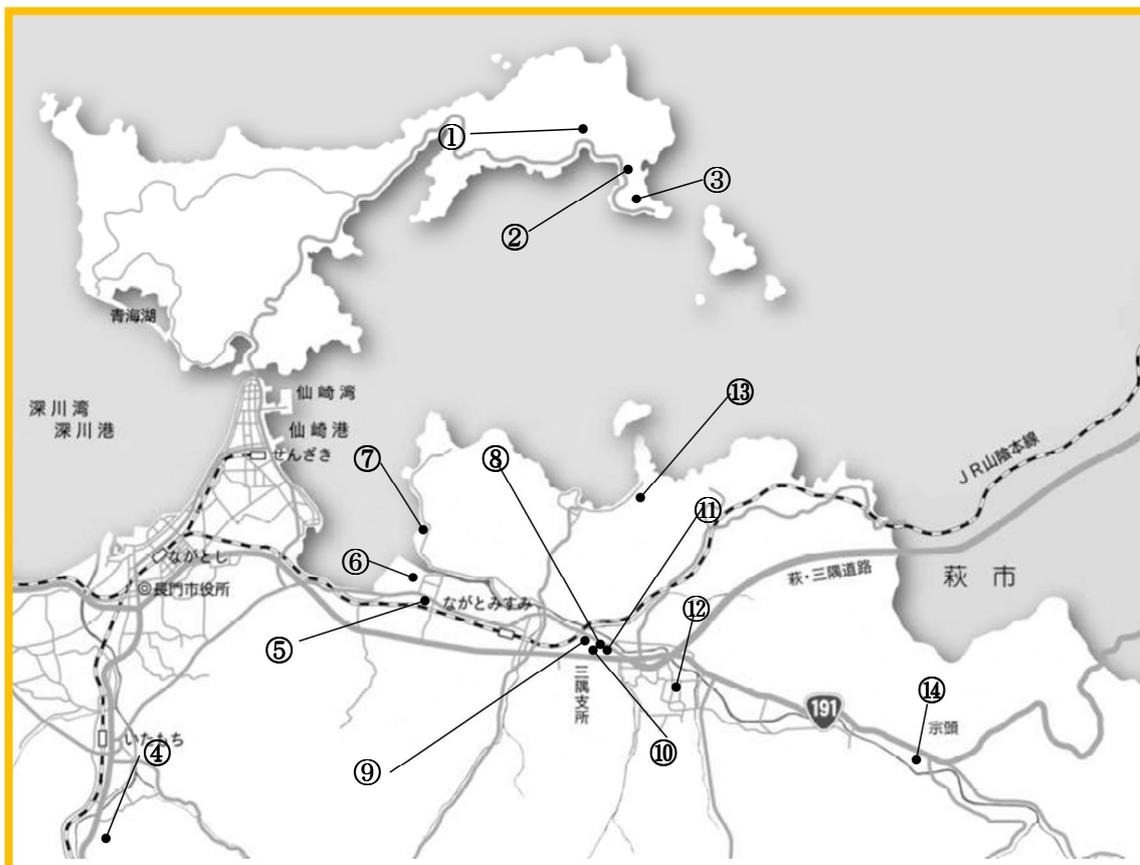
へき ふかわ せんざきちいき
②日置・深川・仙崎地域



No.			めいしょう 名称
①	○	—	あけぼの園 ^{えん}
②	○	○	日置中学校 ^{へきちゅうがっこう}
③	○	○	日置小学校 ^{へきしょうがっこう}
④	○	—	日置保健センター ^{へきほけん}
⑤	○	—	日置農村環境改善センター ^{へきのうそんかんきょうかいぜん}
⑥	○	—	大津緑洋高等学校日置校舎 ^{おおつりよくこうとうがっこう へきこうしゃ}
⑦	○	—	日置農村活性化交流センター ^{へきのうそんかつせいかこうりゅう}
⑧	○	—	神田小学校 ^{じんでんしょうがっこう}
⑨	○	—	中央公民館 ^{ちゅうおうこうみんかん}
⑩	○	—	長門市保健センター ^{ながとしほけん}
⑪	○	—	ながとラボ
⑫	○	—	みのり保育園 ^{ほいくえん}

No.			めいしょう 名称
⑬	○	—	向陽小学校 ^{こうようしょうがっこう}
⑭	○	—	長門スポーツ公園 ^{ながとこうえん}
⑮	○	○	深川中学校 ^{ふかわちゅうがっこう}
⑯	○	—	深川小学校 ^{ふかわしょうがっこう}
⑰	○	—	大津緑葉高等学校大津校舎 ^{おおつりよくこうとうがっこう おおつこうしゃ}
⑱	○	○	ながと総合体育館 ^{そうごうたいいくかん}
⑲	○	○	仙崎中学校 ^{せんざきちゅうがっこう}
⑳	○	—	大津緑洋高等学校水産校舎 ^{おおつりよくこうとうがっこう がつこうすいさんこうしゃ}
㉑	○	○	仙崎小学校 ^{せんざきしょうがっこう}
㉒	○	—	仙崎公民館 ^{せんざきこうみんかん}
㉓	○	—	青海島体育館 ^{おおみじまたいいくかん}
㉔	○	—	大日比公会堂 ^{おおひびこうかいどう}

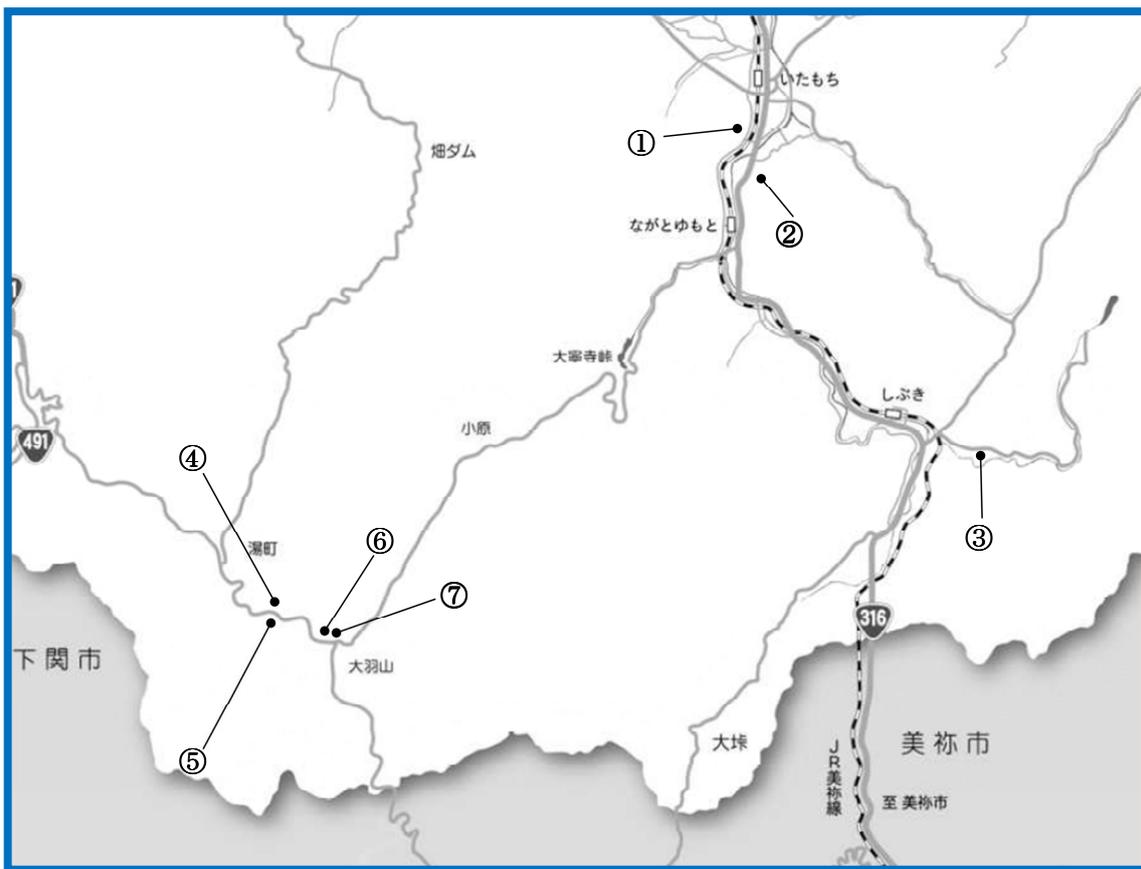
かよい みすみちいき
③ 通・三隅地域



No.			めいしょう 名称
①	○	—	かよいたいいくかん 通 体育館
②	○	—	かよいこうみんかん 通 公民館
③	○	○	かよいしょうがっこう 通 小学校
④	○	—	ながとのうぎょうしや 長門農業者トレーニングセンター
⑤	○	○	あさだしょうがっこう 浅田小学校
⑥	○	—	みすみきんろうしや 三隅勤労者スポーツセンター
⑦	○	—	こじまぎよそん 小島漁村センター

No.			めいしょう 名称
⑧	○	○	みすみちゅうがっこう 三隅中学校
⑨	○	—	みすみこうみんかん 三隅公民館 みすみのうぎょうしや 三隅農業者トレーニングセンター
⑩	○	—	みすみほけん 三隅保健センター
⑪	○	—	めいりんしょうがっこう 明倫小学校
⑫	○	○	ゆめん 湯免ふれあいセンター
⑬	○	—	のばせさんせだいこうりゅうかん 野波瀬三世代交流館
⑭	○	—	むねとうぶんか 宗頭文化センター

ゆもと しぶき たわらやまち いき
④湯本・渋木・俵山地域



No.			めいしょう 名称
①	○	—	こうようしょうがっこう 向陽小学校
②	○	—	ながとのうぎやうしや 長門農業者トレーニングセンター
③	○	—	おおはたたいくかん 大畑体育館
④	○	—	たわらやま ゆ いえ 俵山湯の家

No.			めいしょう 名称
⑤	○	○	たわらやまもくてきこうりゆうひろば 俵山多目的交流広場
⑥	○	—	たわらやましょうがっこう 俵山小学校
⑦	○	—	たわらやまこうみんかん 俵山公民館

5. 市内の公共施設等の電話番号

※電話をかけるときは、0837+電話番号

市役所等	
市役所	
三隅支所	
白置支所	
油谷支所	
教育委員会	23-1257
消防署	22-0119

出張所・公民館	
通出張所	28-0244
仙崎出張所	26-1442
俵山出張所	29-0041
宇津貫出張所（公民館）	32-1140
向津具出張所（公民館）	34-1111
長門市中央公民館	23-1181
通公民館	28-0008
仙崎公民館	26-0904
俵山公民館	29-0063
三隅公民館	43-0811
宗頭文化センター	43-0617
白置農村環境改善センター	37-2340

保育園・幼稚園等	
通保育園	休園中
みのり保育園	22-2060
三隅保育園	43-2211
白置保育園	37-2271
黄波戸保育園	37-2248
菱海保育園	32-0029
向津具保育園	34-0142
俵山幼稚園	29-0830
宗頭幼稚園	43-0242
児童デイ・ケアセンター	23-1213

小学校	
通小学校	28-0234
仙崎小学校	26-0414
深川小学校	22-2426
向陽小学校	22-2425
俵山小学校	29-0833
明倫小学校	43-0011
浅田小学校	43-0759
白置小学校	37-2069
神田小学校	37-3012
油谷小学校	32-1102
向津具小学校	34-0002

文化施設・観光施設等	
ルネッサなかと	26-6001
ラポールゆや （油谷中央公民館）	33-0051
くじら資料館	28-0756
金子みすゞ記念館	26-5155
香月泰男美術館	43-2500
村田清風記念館	43-2818
道の駅センザキッチン	27-0300
長門おもちゃ美術館	27-0337
長門市しごとセンター	27-0360
青海島高山オートキャンプ場	26-4430
青海島船越キャンプ場	26-3345
湯免ふれあいセンター	43-1000
白置農村活性交流センター （黄波戸温泉交流センター）	37-4320
千畳敷特産品販売所	37-3824
伊上海浜公園 オートキャンプ場	33-3000
長門市ケーブルテレビ放送センター	23-1541

スポーツ施設	
ながと総合体育館	26-6005
長門農業者トレーニングセンター	22-4435
ふれあいパーク三隅	42-1234
三隅農業者トレーニングセンター	43-0811
俵山多目的交流広場	29-0980
ながとスポーツ公園	22-1807

中学校	
仙崎中学校	26-0814
深川中学校	22-2428
三隅中学校	43-0911
白置中学校	37-2036
菱海中学校	32-1104

県の機関	
長門健康福祉センター	22-2811
長門土木建築事務所	22-2920
長門農林水産事務所	37-5600
長門警察署	22-0110

図書館	
市立図書館	26-5123
図書館ゆや分館	33-0051

ながとしいがい そうだんまどぐち 6. 長門市以外の相談窓口

いっばんざいだんほうじんじちたいこくさいかきょうかい ○一般財団法人自治体国際化協会（クレア）

<http://www.clair.or.jp/index.html>

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル 1・6・7 階

TEL 03-5213-1730 Fax 03-5213-1741

がいこくじんそうごうそうだん やまぐちけんこくさいこうりゅうきょうかい ○やまぐち外国人総合相談センター（山口県国際交流協会内）

たげんご せいだんたいおう かんけいきかん れんけい もんだいかいけつ ほうりつとう せんもんそうだん
多言語による相談対応、関係機関と連携した問題解決、法律等の専門相談

べんごし ぎょうせいしよし つうやく ほんやく しょうかい
（弁護士・行政書士）、通訳・翻訳サポーターの紹介など。

〒753-0082 山口県山口市水の上町 1-7 水の上庁舎 3F

TEL 083-995-2100 <http://yiea.or.jp/>

にほんご ○ながと日本語クラブ

<https://www.facebook.com/nagatonihongo/>

ながとし がいこくじんじゅうみん せいかつしえん にほんごこうざ
長門市で、外国人住民の生活支援や、日本語講座などをおこなっています。

〒7594101 長門市東深川 1832

TEL 080-2145-3440

にゅうかん ○入管インフォメーションセンター

<https://www.visajapan.jp/chishiki3-2.html>

にゅうこくかんりきょく しんせい そうだん むりょう
入国管理局の、ビザ申請に関する相談などに無料で対応してくれるインフォメーションセンターです。

ほう たげんごじょうほうていきょう ○法テラス多言語情報提供サービス

<https://www.houterasu.or.jp/multilingual/index.html>

くに せつりつ ほうてき かいけつ そうごうあんないしょ じょうほうていきょう
国が設立した法的トラブル解決の総合案内所の情報提供サービスです。

たげんご そうだん ○よりそいホットライン（多言語による相談サービス）

<https://www.since2011.net/yorisoi/>

しごと なや せいかつ なや こころ なや かてい なや おかね なやみ びょうき なやみ
仕事の悩み、生活の悩み、心の悩み、家庭の悩み、お金の悩み、病気の悩みなど、ど
んな人のどんな悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を探します。

ほうむしょう がいこくごじんけんそうだん ○法務省 外国人権相談ダイヤル

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

にほんご じゅう はなす かた じんけんそうだん おう せんよう そうだんでんわ
日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じるため、専用の相談電話
（ナビダイヤル）です。

たげんご やまぐちけんかんこうれんめい
○多言語コールセンター 山口県観光連盟

<http://www.visit-jy.com/app/>

やまぐちけん かんこう じょうほう みりよくまんさい たび たのしく
山口県の観光スポットやグルメ、イベント情報など魅力満載の旅が楽しくなるコンテ
ンツを集約しています。また、にほんご がいこくご つうやく
日本語と外国語の通訳サポートをおこなう多言語コー
ルセンターへの連携もおこなえます。

がいくじんろうどうしゃむけそうだん
○外国人労働者向け相談ダイヤル

ろうどうじょうけん かんする もんだい ほうれい せつめい かくかんけいきかん しょうかい がいくじん
労働条件に関する問題についての法令の説明や各関係機関の紹介など、外国人
ろうどうしゃ かた そうだん たいおう
労働者の方からの相談に対応しています。

〒730-0012 広島市中央区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第2号館
TEL 082-221-9242

ほうじん こくさいいりょうじょうほう
○NPO法人AMDA国際医療情報センター

<https://www.amdamedicalcenter.com/>

にほんご ふじゆう がいくじん いりょうきかん あんない いりょうでんわつうやく だんたい
日本語の不自由な外国人へ医療機関の案内・医療電話通訳をしているNPO団体です。

長門市企画政策課